



世界自然遺産屋久島山岳部環境保全協力金条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

平成28年11月25日

屋久島町長

荒木 耕治

屋久島町規則第14号

世界自然遺産屋久島山岳部環境保全協力金条例の施行期日を定める規則

世界自然遺産屋久島山岳部環境保全協力金条例（平成27年9月17日屋久島町条例31号）の施行期日は、平成29年3月1日とする。